

社援発 0331 第 37 号
令和 7 年 3 月 31 日

都道府県知事
各 市長 殿
特別区長
福祉事務所を設置する町村の長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）

今般、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう配意されたい。

○「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日 社発第２４６号 厚生省社会局長通知）

改正後	現行
社発第２４６号 昭和３８年４月１日 都道府県知事 各 殿 指定都市長 厚生省社会局長 生活保護法による保護の実施要領について 標記については、保護基準の第１９次改正に伴い、昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通達の一部が改正され、本日別途通知されたところであるが、これに伴い昭和３６年４月１日社発第１８８号本職通達についてもこれを全面改正して、新たに次のとおり定めることとしたから、了知のうえ、その取扱いに遺漏のないよう配意されたい。 なお、本通達中「保護の基準」とは、生活保護法による保護の基準（昭和３８年４月厚生省告示第１５８号）をいい、また「次官通達」とは、昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通達をいう。 おって今回の全面改正の要旨は、別添のとおりである。 また、本通知は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準であることを申し添える。 第１ （略） 第２ 実施責任 １～７ （略） ８ 保護を受けていない介護老人福祉施設入所者（<u>介護保険法第８条第２７項に規定する介護福祉施設サービスを受けている者に限る。</u>）から保護の申請があった場合のその者に対する実施責任は、<u>入所前の居住地又は現在地</u>を所管する保護の実施機関が<u>保護の実施責任を負うこと。</u>なお、令和７年３月３１日以前に介護老人福祉施設に入所していた者については、従前のとおり、当該施設所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負うこと。 ただし、第１の規定により出身世帯と同一世帯と認定されるべき場合は、この限りでないこと。 ９～１２ （略）	社発第２４６号 昭和３８年４月１日 都道府県知事 各 殿 指定都市長 厚生省社会局長 生活保護法による保護の実施要領について 標記については、保護基準の第１９次改正に伴い、昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通達の一部が改正され、本日別途通知されたところであるが、これに伴い昭和３６年４月１日社発第１８８号本職通達についてもこれを全面改正して、新たに次のとおり定めることとしたから、了知のうえ、その取扱いに遺漏のないよう配意されたい。 なお、本通達中「保護の基準」とは、生活保護法による保護の基準（昭和３８年４月厚生省告示第１５８号）をいい、また「次官通達」とは、昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通達をいう。 おって今回の全面改正の要旨は、別添のとおりである。 また、本通知は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準であることを申し添える。 第１ （略） 第２ 実施責任 １～７ （略） ８ 保護を受けていない介護老人福祉施設入所者から保護の申請があった場合のその者に対する実施責任は、<u>当該施設所在地</u>を所管する保護の実施機関<u>にあるものとする。</u> ただし、第１の規定により出身世帯と同一世帯と認定されるべき場合は、この限りでないこと。 ９～１２ （略）

改正後	現行
第3～6 （略） 第7 最低生活費の認定 最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査し、正確に行わなければならないこと。 1 （略） 2 一般生活費 （1） （略） （2） 加算 ア～ウ （略） エ 障害者加算 （ア） 障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当<u>受給証明書</u>又は福祉手当認定通知書により行うこと。 （イ） 身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当<u>受給証明書</u>又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。 （ウ）・（エ） （略） （オ） 介護人をつけるための費用が、保護の基準別表第1第2章の2の（5）によりがたい場合であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他人による介護を要すると認められるときは、<u>109,770</u>円の範囲内において当該年度の特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。 オ～コ （略） （3）・（4） （略） （5） 被服費 ア 被保護者が次のいずれかに該当する場合であって、次官通知第7に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないこと。 なお、（ア）から（ウ）までの場合においては、現物給付を原則とすること。 （ア） 次のいずれかに該当する場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものがいない場合 a 保護開始時 b 長期入院・入所後退院・退所した場合 c 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命	第3～6 （略） 第7 最低生活費の認定 最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査し、正確に行わなければならないこと。 1 （略） 2 一般生活費 （1） （略） （2） 加算 ア～ウ （略） エ 障害者加算 （ア） 障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当<u>証書</u>又は福祉手当認定通知書により行うこと。 （イ） 身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当<u>証書</u>又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。 （ウ）・（エ） （略） （オ） 介護人をつけるための費用が、保護の基準別表第1第2章の2の（5）によりがたい場合であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他人による介護を要すると認められるときは、<u>106,820</u>円の範囲内において当該年度の特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。 オ～コ （略） （3）・（4） （略） （5） 被服費 ア 被保護者が次のいずれかに該当する場合であって、次官通知第7に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないこと。 なお、（ア）から（ウ）までの場合においては、現物給付を原則とすること。 （ア） 次のいずれかに該当する場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものがいない場合 a 保護開始時 b 長期入院・入所後退院・退所した場合 c 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命

改正後

及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合

区 分	金 額
再生によることができる場合	1組につき <u>15,200</u> 円以内
新規に購入を必要とする場合	1組につき <u>22,200</u> 円以内

(イ) 保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服（平常着）が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況にある者又は学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者の場合
1人当たり 15,300 円以内

(ウ) 災害にあい、災害救助法第4条の救助が行われない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服をまかなうことができない場合

世帯人員別	金 額	
	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)
2人まで	<u>21,900</u> 円以内	<u>39,300</u> 円以内
4人まで	<u>41,700</u> 円以内	<u>66,500</u> 円以内
5人	<u>53,600</u> 円以内	<u>84,600</u> 円以内
6人以上1人を増すごとに加算する額	<u>7,800</u> 円以内	<u>11,600</u> 円以内

(エ) 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合
57,200 円以内

(オ) 入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合
4,800 円以内

(カ) 常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合
月額 26,100 円以内

イ (略)

(6) 家具什器費

ア 炊事用具、食器等の家具什器

被保護世帯が次の（ア）から（オ）までのいずれかの場合に該当し、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、35,800 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器(イ及びウを除く。)を支給して差し支えないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、57,000 円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器(イ

現行

及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合

区 分	金 額
再生によることができる場合	1組につき <u>15,000</u> 円以内
新規に購入を必要とする場合	1組につき <u>21,900</u> 円以内

(イ) 保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服（平常着）が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況にある者又は学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者の場合
1人当たり 15,000 円以内

(ウ) 災害にあい、災害救助法第4条の救助が行われない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服をまかなうことができない場合

世帯人員別	金 額	
	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)
2人まで	<u>21,400</u> 円以内	<u>38,400</u> 円以内
4人まで	<u>40,700</u> 円以内	<u>65,000</u> 円以内
5人	<u>52,400</u> 円以内	<u>82,600</u> 円以内
6人以上1人を増すごとに加算する額	<u>7,600</u> 円以内	<u>11,300</u> 円以内

(エ) 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合
55,600 円以内

(オ) 入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合
4,700 円以内

(カ) 常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合
月額 25,200 円以内

イ (略)

(6) 家具什器費

ア 炊事用具、食器等の家具什器

被保護世帯が次の（ア）から（オ）までのいずれかの場合に該当し、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、34,400 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器(イ及びウを除く。)を支給して差し支えないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、54,800 円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器(イ

改正後	現行
及びウを除く。)を支給して差し支えないこと。 (ア)～(オ) (略) イ 暖房器具 被保護世帯がアの(ア)から(オ)までのいずれかに該当した場合であって、それ以降、初めて到来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用について、<u>29,000</u> 円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。 なお、被保護世帯が居住する地域の気候条件や住宅設備の状況等により、FF式又は煙突式等の暖房器具を購入する必要がある場合など、暖房器具の購入に要する費用が <u>29,000</u> 円をこえることが、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、暖房器具の購入に要する費用について、<u>73,000</u> 円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。 ウ 冷房器具 被保護世帯がアの(ア)から(オ)までのいずれかに該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、冷房器具の購入に要する費用について、<u>73,000</u> 円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。 エ (略) (7) (略) (8) 入学準備金 ア 小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部(以下「小学校等」という。)又は中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程(保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。)若しくは特別支援学校の中学部(以下「中学校等」という。)に入学する児童又は生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、それぞれ次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差し支えないこと。 小学校等入学時 <u>91,600 円</u> 以内 中学校等入学時 <u>101,000 円</u> 以内 イ (略) (9) (略) (10) その他 ア～キ (略)	及びウを除く。)を支給して差し支えないこと。 (ア)～(オ) (略) イ 暖房器具 被保護世帯がアの(ア)から(オ)までのいずれかに該当した場合であって、それ以降、初めて到来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用について、<u>27,000</u> 円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。 なお、被保護世帯が居住する地域の気候条件や住宅設備の状況等により、FF式又は煙突式等の暖房器具を購入する必要がある場合など、暖房器具の購入に要する費用が <u>27,000</u> 円をこえることが、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、暖房器具の購入に要する費用について、<u>67,000</u> 円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。 ウ 冷房器具 被保護世帯がアの(ア)から(オ)までのいずれかに該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、冷房器具の購入に要する費用について、<u>67,000</u> 円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。 エ (略) (7) (略) (8) 入学準備金 ア 小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部(以下「小学校等」という。)又は中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程(保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。)若しくは特別支援学校の中学部(以下「中学校等」という。)に入学する児童又は生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、それぞれ次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差し支えないこと。 小学校等入学時 <u>64,300 円</u> 以内 中学校等入学時 <u>81,000 円</u> 以内 イ (略) (9) (略) (10) その他 ア～キ (略)

改正後	現行																				
ク 除雪費 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項に規定する豪雪地帯をいう。4 の（2）のエにおいて同じ。）において、本人又は親族や地域の支援では日常生活に必要な通路・避難路の確保のために必要な除排雪が困難な場合は、当該除排雪に要する費用（4 の（2）のエにいう「雪囲い、雪下ろし等に要する費用」を除く。）について、冬季加算認定期間ごとに <u>34,000 円</u> の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。 3 教育費 （1） （略） （2） 学級費等 学校教育活動のために全ての児童又は生徒について学級費、児童会又は生徒会費及び P T A 会費等（以下「学級費等」という。）として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第 2 に規定する基準額によりがたいときは、学級費等について次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。 <table><tr><td>小学校等</td><td>月額</td><td><u>1,170 円</u> 以内</td></tr><tr><td>中学校等</td><td>月額</td><td><u>1,250 円</u> 以内</td></tr></table> （3）～（5） （略） （6） 災害時等の学用品等の再支給 災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。 <table><tr><td>小学校等</td><td><u>15,200 円</u> 以内</td></tr><tr><td>中学校等</td><td><u>23,600 円</u> 以内</td></tr></table> （7） （略） 4～6 （略） 7 出産費 （1） 出産予定日の急変によりあらかじめ予定していた施設において分べんすることができなくなった場合等真にやむを得ない事情により、出産に要する費用が保護の基準別表第 6 により難いこととなったときは、保護の基準別表第 6 の 1 について、<u>368,000 円</u> の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。 （2） 双生児出産の場合は、保護の基準別表第 6 の 1 について、基準額（（1）の要件を満たす場合は、<u>368,000 円</u>）の 2 倍の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。 （3） （略） 8 生業費、技能修得費及び就職支度費	小学校等	月額	<u>1,170 円</u> 以内	中学校等	月額	<u>1,250 円</u> 以内	小学校等	<u>15,200 円</u> 以内	中学校等	<u>23,600 円</u> 以内	ク 除雪費 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項に規定する豪雪地帯をいう。4 の（2）のエにおいて同じ。）において、本人又は親族や地域の支援では日常生活に必要な通路・避難路の確保のために必要な除排雪が困難な場合は、当該除排雪に要する費用（4 の（2）のエにいう「雪囲い、雪下ろし等に要する費用」を除く。）について、冬季加算認定期間ごとに <u>33,000 円</u> の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。 3 教育費 （1） （略） （2） 学級費等 学校教育活動のために全ての児童又は生徒について学級費、児童会又は生徒会費及び P T A 会費等（以下「学級費等」という。）として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第 2 に規定する基準額によりがたいときは、学級費等について次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。 <table><tr><td>小学校等</td><td>月額</td><td><u>1,080 円</u> 以内</td></tr><tr><td>中学校等</td><td>月額</td><td><u>1,000 円</u> 以内</td></tr></table> （3）～（5） （略） （6） 災害時等の学用品等の再支給 災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。 <table><tr><td>小学校等</td><td><u>11,600 円</u> 以内</td></tr><tr><td>中学校等</td><td><u>22,700 円</u> 以内</td></tr></table> （7） （略） 4～6 （略） 7 出産費 （1） 出産予定日の急変によりあらかじめ予定していた施設において分べんすることができなくなった場合等真にやむを得ない事情により、出産に要する費用が保護の基準別表第 6 により難いこととなったときは、保護の基準別表第 6 の 1 について、<u>363,000 円</u> の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。 （2） 双生児出産の場合は、保護の基準別表第 6 の 1 について、基準額（（1）の要件を満たす場合は、<u>363,000 円</u>）の 2 倍の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。 （3） （略） 8 生業費、技能修得費及び就職支度費	小学校等	月額	<u>1,080 円</u> 以内	中学校等	月額	<u>1,000 円</u> 以内	小学校等	<u>11,600 円</u> 以内	中学校等	<u>22,700 円</u> 以内
小学校等	月額	<u>1,170 円</u> 以内																			
中学校等	月額	<u>1,250 円</u> 以内																			
小学校等	<u>15,200 円</u> 以内																				
中学校等	<u>23,600 円</u> 以内																				
小学校等	月額	<u>1,080 円</u> 以内																			
中学校等	月額	<u>1,000 円</u> 以内																			
小学校等	<u>11,600 円</u> 以内																				
中学校等	<u>22,700 円</u> 以内																				

改正後	現行
(1) (略) (2) 技能修得費 ア 技能修得費（高等学校等就学費を除く） 技能修得費は次に掲げる範囲において、必要な額を認定すること。 なお、支給にあたっては、被保護者に対して、技能修得費の趣旨目的について十分な説明を行うとともに、技能修得状況の経過を把握し、適切な助言指導を行うこと。 (ア)～(イ) (略) (ウ) 技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料（月謝）、教科書・教材費、当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定等に要する費用（ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。）等の経費であること。 なお、技能修得費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、<u>152,000</u> 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。 (エ) 前記（ア）に定めるところにかかわらず、（平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる）自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被保護者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差し支えないこと。 なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、1年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額 <u>242,000</u> 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。 (オ)～(キ) (略) イ 高等学校等就学費 (ア)～(イ) (略) (ウ) 学校教育活動のために全ての生徒について学級費、生徒会費及びPTA会費等（以下「学級費等」という。）として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第7に規定する基本額によりがたいときは、学級費等について月額 <u>2,170</u> 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。 (エ)～(オ) (略) (カ) 高等学校等に入学する生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、<u>118,200</u> 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。この場合、原則として金銭給	(1) (略) (2) 技能修得費 ア 技能修得費（高等学校等就学費を除く） 技能修得費は次に掲げる範囲において、必要な額を認定すること。 なお、支給にあたっては、被保護者に対して、技能修得費の趣旨目的について十分な説明を行うとともに、技能修得状況の経過を把握し、適切な助言指導を行うこと。 (ア)～(イ) (略) (ウ) 技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料（月謝）、教科書・教材費、当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定等に要する費用（ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。）等の経費であること。 なお、技能修得費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、<u>149,000</u> 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。 (エ) 前記（ア）に定めるところにかかわらず、（平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる）自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被保護者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差し支えないこと。 なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、1年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額 <u>238,000</u> 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。 (オ)～(キ) (略) イ 高等学校等就学費 (ア)～(イ) (略) (ウ) 学校教育活動のために全ての生徒について学級費、生徒会費及びPTA会費等（以下「学級費等」という。）として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第7に規定する基本額によりがたいときは、学級費等について月額 <u>2,330</u> 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。 (エ)～(オ) (略) (カ) 高等学校等に入学する生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、<u>87,900</u> 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。この場合、原則として金銭給

改正後	現行
付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差しつかえないこと。 また、生徒が次の a から c までのいずれかに該当した場合であって、就学期間中に学生服及び通学用かばん（以下この（カ）において「制服等」という。）の買い換えが必要であると保護の実施機関が認めた場合は、上記に規定する額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。 a～c （略） （キ） （略） （ク）災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、36,500 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。 また、同様に正規の授業で使用する教科書等を消失し、再度購入することが必要な場合には、前記の額に加えて、高等学校等就学費の教材代として支給対象となる範囲内において、必要な実費を認定して差しつかえない。 （ケ） （略） （3） （略） 9～10 （略） 第 8～11 （略） 第 12 訪問調査等 1 訪問調査 要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的として、世帯の状況に応じ、訪問を行うこと。訪問の実施にあたっては、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえ、年間訪問計画を策定のうえ行うこと。なお、世帯の状況に変化があると認められる等訪問計画以外に訪問することが必要である場合には、随時に訪問を行うこと。また、訪問計画は被保護者の状況の変化等に応じ見直すこと。 （1）申請時等の訪問 （略） （2）訪問計画に基づく訪問 訪問計画は、次に掲げる頻度に留意し策定すること。 ア （略） イ 関係機関との連携等を活用した場合の取扱い 次の（ア）から（ウ）のいずれかに掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に掲げる事項の実施を 3 回目以上の家庭訪問とみなすこととして差し支えない。 （ア）（略）	付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差しつかえないこと。 また、生徒が次の a から c までのいずれかに該当した場合であって、就学期間中に学生服及び通学用かばん（以下この（カ）において「制服等」という。）の買い換えが必要であると保護の実施機関が認めた場合は、上記に規定する額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。 a～c （略） （キ） （略） （ク）災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、26,500 円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。 また、同様に正規の授業で使用する教科書等を消失し、再度購入することが必要な場合には、前記の額に加えて、高等学校等就学費の教材代として支給対象となる範囲内において、必要な実費を認定して差しつかえない。 （ケ） （略） （3） （略） 9～10 （略） 第 8～11 （略） 第 12 訪問調査等 1 訪問調査 要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的として、世帯の状況に応じ、訪問を行うこと。訪問の実施にあたっては、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえ、年間訪問計画を策定のうえ行うこと。なお、世帯の状況に変化があると認められる等訪問計画以外に訪問することが必要である場合には、随時に訪問を行うこと。また、訪問計画は被保護者の状況の変化等に応じ見直すこと。 （1）申請時等の訪問 （略） （2）訪問計画に基づく訪問 訪問計画は、次に掲げる頻度に留意し策定すること。 ア （略） イ 関係機関との連携等を活用した場合の取扱い 次の（ア）から（ウ）のいずれかに掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に掲げる事項の実施を 3 回目以上の家庭訪問とみなすこととして差し支えない。 （ア）（略）

改正後	現行
(イ) 法定事業の活用 被保護者本人からの被保護者就労支援事業、被保護者健康管理支援事業、<u>子どもの進路選択支援事業、被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業、被保護者地域居住支援事業、特定被保護者対象事業</u>への参加状況の報告及び被保護者就労支援事業、被保護者健康管理支援事業、<u>子どもの進路選択支援事業、被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業、被保護者地域居住支援事業、特定被保護者対象事業</u>を実施する関係機関等との情報共有において当該事業を実施する関係機関等との連絡により必要な状況確認ができる場合には、その報告や情報共有 (ウ) <u>調整会議</u>や支援関係者が参集する会議体の活用 (略) ウ (略) 2～4 (略) 5 関係機関との連携 被保護世帯への指導援助にあたっては、関係部局、民生委員・児童委員、保健所、児童相談所、公共職業安定所、医療機関、介護機関、地域包括支援センター、障害福祉サービス事業者、学校、警察等の関係機関と必要な連携を図ること。<u>なお、関係機関との連携に際しては、必要に応じ、調整会議や支援関係者が参集する会議体の活用を図ること。</u> 第13～14 (略)	(イ) 法定事業の活用 被保護者本人からの被保護者就労支援事業、被保護者健康管理支援事業への参加状況の報告及び被保護者就労支援事業、被保護者健康管理支援事業を実施する関係機関等との情報共有において当該事業を実施する関係機関等との連絡により必要な状況確認ができる場合には、その報告や情報共有 (ウ) 支援関係者が参集する会議体の活用 (略) ウ (略) 2～4 (略) 5 関係機関との連携 被保護世帯への指導援助にあたっては、関係部局、民生委員・児童委員、保健所、児童相談所、公共職業安定所、医療機関、介護機関、地域包括支援センター、障害福祉サービス事業者、学校、警察等の関係機関と必要な連携を図ること。 第13～14 (略)